

# 費用弁償等に関する規程

社会福祉法人元気の里とかち

## 費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 法人役員の費用弁償等は、この規程の定めるところによる。

(費用弁償)

第2条 理事長の召集により出席又は参加した理事及び監事並びに監査のため出席した監事、さらに評議員には日当及び車賃を支給する。日当は3,600円とする。ただし、公務により旅行した場合は旅費規程による旅費を費用弁償として支給する。

(支給の除外)

第3条 職員と役員を兼務する場合の費用弁償は、重複して支給しない。

附則

この規程は、平成23年11月5日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。